津久見市水道ビジョン等改定及び策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、 津久見市水道ビジョン等改定及び策定業務の受託者を選定する場合の手続について必要な事項を定めることを目的とする。なお、受託者の選定にあたっては、公平性及び透明性を確保するとともに、本業務の目的を達成するために最も適した事業者を選定するものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

津久見市水道ビジョン等改定及び策定業務

（2）業務内容

「津久見市水道ビジョン等改定及び策定業務特記仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 1 5 日まで

（4）契約限度額

本業務の限度額は、金 53,570,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。提案者が提出する見積額は、消費税及び地方消費税を含む総額とし、本業務の実施に必要となる全ての費用を含むものとする。見積額が契約限度額を超える場合は、失格とする。

※ただし、令和 8 年度業務の支払限度額を 0 円、令和 9 年度業務の支払限度額を 53,570,000 円とする。

3 実施事業者選定方法

受託者の選定は、プロポーザルにより実施する。参加資格の確認、企画提案書等の審査及びヒアリング審査を経て最優秀提案者を選定し、当該提案者と契約内容について協議を行ったうえで、契約を締結するものとする。なお、契約条件について合意に至らない場合の取扱いは、第 9 項に定めるところによる。

4 参加資格

プロポーザルへの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）令和 8 年度津久見市競争入札参加資格を有する者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（3）大分県及び津久見市から入札参加資格停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

（４）津久見市暴力団排除条例（平成 23 年津久見市条例第 1 号）に基づく排除措置を受けていないこと。
（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（６）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者でないこと。
（７）国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
（８）公告日から遡って 5 年間に、地方公共団体との契約に基づき、水道事業ビジョン、アセットマネジメント（タイプ 4D)、水安全計画、危機管理マニュアルの策定・改定又はこれらに類する業務（基本計画・認可設計業務、経営戦略策定業務）を受託し、完了した実績を有すること。
（９）参加申込書及び添付書類を各提出期限までに提出するとともに、参加資格の確認及び審査に必要な場合、本市が指定する書類を指定期限までに提出できること。
（10）本業務を履行するために必要な業務経験（過去 5 年以内に給水人口 16,000 人以上の同種・類似業務）を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

5 実施スケジュール

内容	日程
公募開始の公表（実施要領の配布）	令和 8 年 11 月 20 日（金）
質問票の受付期限	令和 8 年 12 月 4 日（金）午後 5 時まで
質問票の回答	令和 8 年 12 月 11 日（金）
参加申込書の提出期限	令和 8 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで ※受付は、土日祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで （郵送の場合は 12 月 18 日（金）午後 5 時必着）
参加資格の確認結果通知日	令和 8 年 12 月 25 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 9 年 1 月 22 日（金）午後 5 時まで ※受付は、土日祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで （郵送の場合は 1 月 22 日（金）午後 5 時必着）
企画提案書等の書類審査	令和 9 年 1 月 25 日（月）～1 月 29 日（金） ※5 者を超えた場合
ヒアリング審査予定日	令和 9 年 2 月上旬
審査結果の通知	ヒアリング審査後、一週間以内
契約手続き	令和 9 年 2 月中旬予定

※本市の都合その他やむを得ない事由により日程を変更する場合は、参加申込者等に対し、本市ホームページ等を通じて速やかに周知するものとする。

6 参加申込

（1） 提出書類

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。また参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受付けないものとする。添付書類については、提出期限時点において有効なものを提出すること。提出期限後の書類の差替えや追加提出は原則として認めない。

① 参加申込書（様式１）
② 会社概要書（様式２）
③ 会社案内（パンフレット等）
④ 同種・類似業務実績を確認できる資料（TECRIS、契約書の写し等。様式 2 に記載した実績に対応するもの）

（2）提出部数

各書類１部提出

（３）提出方法

持参又は郵送等（受取が確認できる方法）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前９時から午後５時までとする。封筒等の表面に「参加申込書在中」と朱書きすること。郵送等の場合は、提出期限までの必着とする（到着の有無について提出先へ確認すること。提出期限を過ぎた場合は受付しないものとする。）。

（４）提出期限

令和８年１２月 18 日（金）午後５時必着

（５）提出先

津久見市役所 上下水道課

〒879-2435 大分県津久見市宮本町２０番１５号

TEL 0972-82-7246（直通） FAX 0972-82-9520（総務課内）

E－mail：todaka-s@city.tsukumi.lg.jp 担当 戸髙

（６）参加資格の承認

参加資格の承認の可否については、令和８年 12 月 25 日（金）までに、参加申込書に記載された担当者に電子メールで通知する。参加資格を満たさないと判断された者は、企画提案書等を提出することができない。

7 企画提案書等の提出

津久見市水道ビジョン等改訂及び策定業務の特記仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で以下の必要書類を提出すること。企画提案書は、指定様式及び本実施要領に従い作成すること。また、提案内容は特記仕様書に定める業務内容を踏まえたものとし、特記仕様書に定める業務の実施に必要な事項を網羅すること。

（１）提出書類

① 企画提案書（様式 3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7）

※様式 3-6、3-7 については枚数制限はなし。用紙サイズは A4 版もしくは A3 版を基準とする。

② 見積書（任意様式）

②の宛先は津久見市長とし、企画者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。見積書には、本業務の履行に必要な全ての費用を含め、作業項目ごとの経費内訳を明記すること。独自提案に係る費用を計上する場合は、その内容及び金額が確認できるよう区分して記載すること。

（２）提出部数

各書類：６部（１部押印し、５部を複写すること）

（３）提出方法

持参又は郵送等（受取が確認できる方法）で提出するものとし、封筒等の表面に「企画提案書在中」と朱書きすること。

（4）提出期限

令和 9 年 1 月 22 日（金）午後 5 時までとする。 なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

（5）提出先

「6 参加申込」の「（5）提出先」のとおり

8 提案の審査項目及び配点（合計 100 点）

審査項目	審査内容	審査配点
1　企業評価･類似業務の評価	会社の概要、県内の契約事務所の有無、今回の業務に活用できる実績であるか等を審査	5 点
2　業務実施体制	管理技術者、担当技術者、照査技術者の経験や資格の有無、類似業務経験、手持業務量、当市との協議打合せ体制等を審査	10 点
3　企業の技術力	実施方策・実施フロー・工程計画を審査	15 点
4　各計画に関する提案	当市の実情を踏まえた課題認識や各計画（水道ビジョン、アセットマネジメント（タイプ 4D）、水安全計画、危機管理マニュアル）の連動性等を審査	15 点
5　経営･財政に関する提案	水道料金の将来予測、分析方法の具体性、ダウンサイジング、上水道と簡易水道の維持方法等を審査	15 点
6　津久見市の地域特性を踏まえた提案の独自性	独自提案が当市の課題や地域条件を踏まえた有益性のある具体的な提案となっているか等を審査	15 点
7　プレゼンテーション	説明の分かりやすさ、質問への回答能力等を審査	15 点
8　見積額	見積額が最も低かった事業者に 10 点を付する。その他の事業者については、見積額が最も低かった事業者の見積額（A）を当該事業者の見積額（B）で除した数値に審査配点（10 点）を乗じて得た得点（A÷B×10）とする（小数点以下切り捨て）。	10 点
合計		計　100 点

9 審査方法

（1）審査体制

本業務において設置した審査委員会による審査員が行う。

（2）審査方法

審査は、ヒアリング審査によって行うものとする。なお、企画提案書の提出者が 5 者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位 5 者をヒアリング審査の対象とする。（書類審査においても、（1）の審査体制で行うこととし、審査を行った場合は、令和 9 年 1 月 29 日（金）までに審査結果を電子メールで通知する。）

書類審査では、企業評価・類似業務の評価、業務実施体制、企業の技術力、各計画に関する提案、経営・財政に関する提案、独自提案及び見積額について、ヒアリングを伴わずに評価できる項目を採点対象とする。なお、書類審査で採点した項目の得点を

最終評価に引き継ぐ。プレゼンテーションに関する評価は、ヒアリング審査において行う。書類審査の採点方法及び同点者の取扱いについては、あらかじめ定めた基準により統一的に取り扱うものとする。審査は、本実施要領８の「提案の審査項目及び配点」の審査項目・審査基準により採点し、各審査員の評価点の平均値が最も高かった者を最優秀提案者として選定し、最高得点者の者が複数いる場合は、価格点を除く評価点の高い者を優先する。それでも決定できない場合は委員会で協議する。審査の結果、評価点があらかじめ定めた最低基準点（合計の６割以上の点）に達しない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

なお、提案者が１者であっても、内容の審査及び評価を行い、最低基準点（合計の６割以上の点）を満たしていると判断した場合は最優秀提案者として選定する。

① 実施予定日 令和９年２月上旬

② 実施場所　津久見市役所内会議室（※令和９年１月４日移転の新庁舎）

③ 実施方法

ア １者あたり４０分以内（セッティング及び撤去等に関する時間を除く。）としその内容は以下のとおりとする。

プレゼンテーション ２０分以内

質疑応答 ２０分以内

イ 説明者は、原則として本業務を実施する際の責任者にあたる者とする。

ウ 出席者は５名以内（パソコン操作者含む。）とする。

エ プレゼンテーションは、出席者が提出した企画提案書の内容について説明することとし、スクリーン等に投影して説明することもできる。

オ プレゼンテーションの際、プロジェクター、スクリーン、パソコンの準備は各参加者で行うこととする。

カ 提出された企画提案書及びプレゼンテーション等審査の内容については、非公開とする。

キ 審査結果に対する異議申立ては受理しないこととする。

ク 企画提案書の項目内容について個々に提案を行うこととする。

ケ 質疑応答での発言については、企画提案書と同様の取り扱いとする。

（３）受託候補者の特定

ヒアリング審査の選定結果を基に受託候補者を特定し、書面により通知することとする。最優秀提案者に選定されたものは、業務実施方法について、事務局と協議及び確認を行った後、随意契約を締結する。最優秀提案者との契約協議が成立しない場合は、審査結果に基づき、次順位の提案者と契約協議を行うことができる。なお、最優秀提案者の提案内容のうち、委託者が採用する項目については、履行内容、成果品、費用及び契約条件への反映方法を協議し、双方合意のうえ契約書又は特記仕様書等に反映するものとする。

（４）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提出書類に虚偽の記載をした場合
② 委託契約の前日までに「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
③ 見積額が契約限度額を超えている場合
④ 審査委員へ接触する等、不正と認められる行為があった場合
⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
⑥ 提案書・見積書の提出期限を守らなかった場合
⑦ 審査に必要な説明や書類提出に応じない場合
⑧ ヒアリング審査に正当な理由なく出席しない場合

１０ 質問及び回答

本プロポーザルに関して、質問がある場合は、「質問票（様式４）」を提出すること。質問に対する回答は、本実施要領、特記仕様書その他の公募関係書類を補足するものとする。回答により公募関係書類の内容を変更する場合は、その内容及び適用範囲を明確にし、本市ホームページ等を通じて全ての参加申込者等に周知するものとする。

（１）受付期限

令和８年 12 月４日（金）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

「質問票（様式４）」に必要事項を記入の上、電子メールにて受付期限内に提出すること。電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後、「上下水道課」に受信確認の電話をしてください。

（３）回答

令和８年１２月 11 日（金）に市のホームページで公開する。

（４）メール提出先

E－mail：todaka-s@city.tsukumi.lg.jp

津久見市上下水道課 担当 戸髙 TEL 0972-82-7246（直通）

（５）その他

① 質問者の名称については公表しない。
② 審査に関する質問には応じない。

１１ 注意事項

（１） 提案に関する費用は全て提案者の負担とする。

（２） 提案に関する提出物は返却しない。

（３） 参加申込後に辞退する場合は、任意様式による辞退届を提出するものとする。辞退届の提出後は、本プロポーザルに係る審査の対象としない。

（４） 提出された企画提案書等の著作権は、原則として提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルの審査、選定結果の公表、記録保存及び契約協議に必要な範囲において、本市は提出書類を複製・記録・保存できるものとする。また、採用された提案内容を本業務の履行条件又は成果品に反映する場合の取扱いについては、契約協議において必要な範囲を定めるものとする。

（５） 審査委員会の会議及び審査過程は非公開とする。ただし、提出書類等に関する情報公開請求があった場合は、津久見市情報公開条例その他関係法令に基づき、公開の可否を判断するものとする。